

滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の理由

平成 36 年に本県で開催される第 79 回国民体育大会および第 24 回全国障害者スポーツ大会の開・閉会式場を兼ねる陸上競技場（主会場）の整備に向け、滋賀県立彦根総合運動場の施設の一部を順次解体することに伴い、滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例（昭和 44 年滋賀県条例第 43 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) スイミングセンターおよびスポーツ会館を廃止することとします。（第 1 条関係）
- (2) 庭球場を廃止することとします。（第 2 条関係）
- (3) 陸上競技場を廃止することとします。（第 3 条関係）
- (4) その他

ア (1)は平成 29 年 10 月 1 日から、(2)は平成 30 年 1 月 1 日から、(3)は同年 4 月 1 日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例新旧対照表 (第1条関係)

旧	新															
<p>第1条 省略 (業務)</p>	<p>第1条 省略 (業務)</p>															
<p>第2条 総合運動場は、次に掲げる業務を行う。 (1) 陸上競技場、野球場、スイングセンター、庭球場、スポーツ会館およびその他の施設ならびに設備器具の提供</p>	<p>第2条 総合運動場は、次に掲げる業務を行う。 (1) 陸上競技場、野球場、庭球場およびその他の施設ならびに設備器具の提供</p>															
<p>(2) および(3) 省略 (開場時間等)</p>	<p>(2) および(3) 省略 (開場時間等)</p>															
<p>第3条 総合運動場の開場時間は、スポーツ会館を除き、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、陸上競技場およびスイングセンター(会議室を除く。)にあつては午前8時30分から午後5時まで、スイングセンター会議室にあつては午前8時30分から午後8時30分までとする。</p>	<p>第3条 総合運動場の開場時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、陸上競技場にあつては、午前8時30分から午後5時までの。</p>															
<p>2 および3 省略</p>	<p>2 および3 省略</p>															
<p>第4条～第15条 省略</p>	<p>第4条～第15条 省略</p>															
<p>別表 (第4条、第5条、第14条関係)</p>	<p>別表 (第4条、第5条、第14条関係)</p>															
<p>1 および2 省略 3 スイングセンター (1) 団体使用 (占有使用)</p>	<p>1 および2 省略 (削除)</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時から午後1時</td> <td>午後1時から午後5時</td> <td>午後5時から午後8時</td> <td>午後8時から午後11時</td> </tr> <tr> <td>30分まで</td> <td>30分まで</td> <td>30分まで</td> <td>30分まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額			午前	午後	夜間	午前8時から午後1時	午後1時から午後5時	午後5時から午後8時	午後8時から午後11時	30分まで	30分まで	30分まで	30分まで	
区分		金額														
	午前	午後	夜間													
午前8時から午後1時	午後1時から午後5時	午後5時から午後8時	午後8時から午後11時													
30分まで	30分まで	30分まで	30分まで													

50	メ ト プ ル	入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円	円	円
			アマチュアスポーツに使用する場合	4,950	7,300	
飛 プ ル	込	入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円	円	円
			アマチュアスポーツに使用する場合	9,900	14,800	
飛 プ ル	込	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円	円	円
			アマチュアスポーツに使用する場合	29,600	44,500	
飛 プ ル	込	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円	円	円
			アマチュアスポーツに使用する場合	9,900	14,800	
飛 プ ル	込	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場下の場合	円	円	円
			入場料等が1,000円を超える場合	19,800	29,600	
飛 プ ル	込	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場下の場合	円	円	円
			入場料等が1,000円を超える場合	60,600	87,800	
飛 プ ル	込	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場下の場合	円	円	円
			入場料等が1,000円を超える場合	121,000	173,000	
飛 プ ル	込	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場下の場合	円	円	円
			入場料等が1,000円を超える場合	2,460	3,700	
飛 プ ル	込	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場下の場合	円	円	円
			入場料等が1,000円を超える場合	4,950	7,300	
飛 プ ル	込	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場下の場合	円	円	円
			入場料等が1,000円を超える場合	12,100	24,600	
飛 プ ル	込	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場下の場合	円	円	円
			入場料等が1,000円を超える場合	4,950	7,300	
飛 プ ル	込	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場下の場合	円	円	円
			入場料等が1,000円を超える場合	9,900	14,800	

使用する場合					
25メートル	入場料等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	25,900	50,500		
	入場料等が1,000円を超える場合	49,500	101,500		
合		3,700	6,180	8,040	
25メートル	入場料等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	8,780	10,600	16,100	
	アマチュアスポーツに使用する場合	21,000	30,900	39,700	
合		7,300	12,100	16,100	
50メートル	入場料等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	17,300	21,000	30,900	
	アマチュアスポーツに使用する場合	44,500	61,800	80,400	
合		87,800	122,000	161,000	

(2) 個人使用

区分	金額	
	1人1回につき	回数券11回券
50メートルプール 幼児等	円	円

	300	3,000
生徒等	380	3,800
その他の者	540	5,400
25メートルプール	300	3,000
生徒等	380	3,800
その他の者	540	5,400

4 庭球場

区分	金額		
	午前	午後	夜間
入場料幼稚園等が幼児、児童等を徴または生徒を対象に使用しない場合	午前 8時30分から午後5時30分まで	午後 1時から午後5時30分まで	午後 5時30分から午後9時30分まで
円	円	円	円
1面につき	2時間につき	1面につき	2時間につき
620	930	1,220	1,220
アマチュアスポーツに使用する場合	同	1,850	同
2,460	同	4,580	同
6,180	同	3,090	同
その他の催物に使用する場合	同	3,090	同
6,180	同	4,580	同
幼稚園等が幼児、児童等を徴または生徒を対象に使用する場合	1面につき	1面につき	1面につき
2,960	4,450	5,940	5,940
アマチュアスポーツに使用する場合	同	8,910	同
11,880	同	22,200	同
29,600	同	14,800	同
1,000円以下	同	14,800	同

3 庭球場

区分	金額		
	午前	午後	夜間
入場料幼稚園等が幼児、児童等を徴または生徒を対象に使用しない場合	午前 8時30分から午後5時30分まで	午後 1時から午後5時30分まで	午後 5時30分から午後9時30分まで
円	円	円	円
1面につき	2時間につき	1面につき	2時間につき
620	930	1,220	1,220
アマチュアスポーツに使用する場合	同	1,850	同
2,460	同	4,580	同
6,180	同	3,090	同
その他の催物に使用する場合	同	3,090	同
6,180	同	4,580	同
幼稚園等が幼児、児童等を徴または生徒を対象に使用する場合	1面につき	1面につき	1面につき
2,960	4,450	5,940	5,940
アマチュアスポーツに使用する場合	同	8,910	同
11,880	同	22,200	同
29,600	同	14,800	同
1,000円以下	同	14,800	同

に使用する場 合	に使用する場 合	に使用する場 合	に使用する場 合
入場料等が 1,000円を超 える場合	入場料等が同 29,600	同 44,500	同 59,400

5 スポーツ会館

区分	金額		
	宿泊	昼間利用	
大学、高等学校も しくは中等教育 学校（後期課程に 限る。）の学生も しくは生徒また はこれらに準ず る者	円	円	
	1人1泊につき240	1室につき1,480	
	同 1,730	同 300	
その他の者	同 1,730	同 300	
に使用する場 合	に使用する場 合	に使用する場 合	に使用する場 合
入場料等が 1,000円を超 える場合	入場料等が同 29,600	同 44,500	同 59,400

6 会議室等

(1) および(2) 省略

(3) スイミングセンター会議室

区分	金額	
	午前	午後 夜間
午前8時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後8時

に使用する場 合	に使用する場 合	に使用する場 合	に使用する場 合
入場料等が 1,000円を超 える場合	入場料等が同 29,600	同 44,500	同 59,400

(削除)

4 会議室等

(1) および(2) 省略

(削除)

大会議室	円	円	30分まで
	2,850	4,320	5,680
小会議室	1,480	2,220	2,850

(4) 庭球場管理室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
管理室	円 1,480	円 2,220	円 2,590

注1 県外居住者については、スイミングセンターの個人使用を除き、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

2～4 省略

5 陸上競技場の貸切り使用またはスイミングセンターの団体使用を複数の団体がする場合における1団体の額は、この表に定める額の5割に相当する額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)とする。

6 陸上競技場の貸切り使用、スポーツ会館(宿泊を伴わない使用の場合に限る。)または陸上競技場会議室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前、午後8時30分から午後1時までおよび午後5時以降の場合は午後とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によつて算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

(3) 庭球場管理室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
管理室	円 1,480	円 2,220	円 2,590

注1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

2～4 省略

5 陸上競技場の貸切り使用を複数の団体がする場合における1団体の額は、この表に定める額の5割に相当する額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)とする。

6 陸上競技場の貸切り使用または陸上競技場会議室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前と、午後8時30分から午後1時までおよび午後5時以降の場合は午後とし、これらの区分に従いそれぞれの額を時間割計算によつて算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

7 野球場、庭球場、野球場会議室等または庭球場管理室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合は除く。）は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後9時30分までおよび午後9時30分以降の場合は夜間とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によつて算出した額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。）を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

8 県内に居住する65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）がスイミングセンターの個人使用をする場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

9 スイミングセンターの団体使用またはスイミングセンター会議室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合は除く。）は、午前8時30分以前の場合は午前、正午から午後1時までの場合は午後、スイミングセンター（会議室を除く。）にあつては午後5時以降の場合は午後、スイミングセンター会議室にあつては午後5時から午後9時30分までおよび午後8時30分以降の場合は夜間とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によつて算出した額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。）を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

10 スポーツ会館の宿泊のための使用時間は午後5時から翌日の午前9時までとし、宿泊を伴う昼間利用のための使用時間は午前10時から午後4時までとする。

11 競技等を行うため陸上競技場、野球場、スイミングセンターまたは庭球場を貸切り使用する場合は、この表に定める使用時間（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合は除く。）は、午前8時30分以前の

7 野球場、庭球場、野球場会議室等または庭球場管理室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合は除く。）は、午前8時30分以前の場合は午前と、午後零時30分から午後1時までの場合は午後と、午後5時から午後9時30分までおよび午後9時30分以降の場合は夜間とし、それぞれの区分に従いそれぞれの額を時間割計算によつて算出した額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。）を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

(削除)

(削除)

(削除)

8 競技等を行うため陸上競技場、野球場または庭球場を貸切り使用する場合は、この表に定める使用時間（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合は除く。）は、午前8時30分以前の

グ室、本部席、役員席および審判席を除く。)を使用するとき、この表に定める額、この表に定める額の5割に相当する額とする。

12 付帯設備については、知事が別に定める額とする。

13 総合運動場の業務として実施する行事に係る入場料等については、知事が別に定める額とする。

および審判席を除く。)を使用するとき、この表に定める額の5割に相当する額とする。

9 付帯設備については、知事が別に定める額とする。

10 総合運動場の業務として実施する行事に係る入場料等については、知事が別に定める額とする。

滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例新旧対照表 (第2条関係)

旧		新	
第1条 省略 (業務)	第1条 省略 (業務)	第2条 総合運動場は、次に掲げる業務を行う。 (1) 陸上競技場、野球場、庭球場およびその他の施設ならびに設備器具の提供	第2条 - 総合運動場は、次に掲げる業務を行う。 (1) 陸上競技場、野球場およびその他の施設ならびに設備器具の提供
(2)および(3) 省略	(2)および(3) 省略		
第3条～第15条 省略	第3条～第15条 省略		
別表 (第4条、第5条、第14条関係) 1 および2 省略 3 庭球場	別表 (第4条、第5条、第14条関係) 1 および2 省略 (削除)		

区分	金額		
	午前	午後	夜間
入場料幼稚園等が幼児、児童等を徴または生徒を対象に使用しない場合	午前 8時30分から午後5時30分まで	午後 1時から午後5時30分まで	午後 5時30分から午後9時30分まで
	円 1面 2時間につき 620	円 1面 2時間につき 930	円 1面 2時間につき 1,220
アマチュアスポーツに使用する場合	同 1,220	同 1,850	同 2,460
その他の催物に使用する場合	同 3,090	同 4,580	同 6,180

入場料幼稚園等が幼児、児童等を徴または生徒を対象に徴収する場合	1面につき 2,960	1面につき 4,450	1面につき 5,940
アマチュアスポーツに使用する場合	同 5,940	同 8,910	同 11,880
その他入場料等が1,000円以下に使用する場合	同 14,800	同 22,200	同 29,600
使用する場 合 合	同 29,600	同 44,500	同 59,400

4 会議室等

(1) および(2) 省略

(3) 庭球場管理室

区分	金額	
	午前	午後
午前 8時30分から午後 5時30分まで	円	円
午後 5時30分から午後 9時30分まで	円	円
管理室	円 1,480	円 2,220
		円 2,590

注 1～6 省略

7 野球場、庭球場、野球場会議室等または庭球場管理室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える使用時間の場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合は、午前8時30分以前の場合は午後と、午後5時から午後9時30分以降の場合は午後と、それらの区分に従いそれぞれを時間割計算によって算出した

3 会議室等

(1) および(2) 省略

(削除)

注 1～6 省略

7 野球場または野球場会議室等の使用時間がこの表に定める使用時間を超える使用時間の場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合は、午前8時30分以前の場合は午前と、午後5時から午後9時30分以降の場合は午後と、それらの区分に従いそれぞれを時間割計算によって算出した額（100円未満の端数が生

額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。）を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

8 競技等を行うため陸上競技場または庭球場または野球場を貸切り使用する場合には、審判席を除く。）を使用するときは、この表に定める額の5割に相当する額とする。

9 および10 省略

じときは、これを100円とする。）を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

8 競技等を行うため陸上競技場または野球場を貸切り使用する場合には、審判席を除く。）を使用するときは、この表に定める額の5割に相当する額とする。

9 および10 省略

滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新													
<p>第1条 省略 (業務)</p> <p>第2条 総合運動場は、次に掲げる業務を行う。 (1) 陸上競技場、野球場およびその他の施設ならびに設備器具の提供 (2) および(3) 省略 (開場時間等)</p> <p>第3条 総合運動場の開場時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、陸上競技場にあつては、午前8時30分から午後5時までとする。</p> <p>2 および3 省略 (使用の承認)</p> <p>第4条～第15条 省略</p> <p>別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 陸上競技場 (1) 貸切り使用</p> <table border="1" data-bbox="1053 1164 1428 2083"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入場料ま幼稚園、小学校、中学校、 たはこれ義務教育学校、高等学校、 に類する中等教育学校等またはこれ</td> <td>午前8時30分から午後1時から</td> <td>午後5時30分</td> </tr> <tr> <td>午後5時30分まで</td> <td>午後5時30分まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円 3,350</td> <td>円 4,950</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額		午前	午後	入場料ま幼稚園、小学校、中学校、 たはこれ義務教育学校、高等学校、 に類する中等教育学校等またはこれ	午前8時30分から午後1時から	午後5時30分	午後5時30分まで	午後5時30分まで		円 3,350	円 4,950	<p>第1条 省略 (業務)</p> <p>第2条 総合運動場は、次に掲げる業務を行う。 (1) 野球場および設備器具の提供 (2) および(3) 省略 (開場時間等)</p> <p>第3条 総合運動場の開場時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。</p> <p>2 および3 省略 (使用の承認)</p> <p>第4条～第15条 省略</p> <p>別表（第4条、第5条、第14条関係） (削除)</p>
区分		金額												
	午前	午後												
入場料ま幼稚園、小学校、中学校、 たはこれ義務教育学校、高等学校、 に類する中等教育学校等またはこれ	午前8時30分から午後1時から	午後5時30分												
	午後5時30分まで	午後5時30分まで												
	円 3,350	円 4,950												

金銭（以下に 関係のある団体（以下 「入場料等」という。）が 幼児、児童または生徒を対 象に使用する場 合） を徴収しない場 合	6,670	9,900
その他の催物に使用する場 合	17,300	24,600
入場料等幼児園等が幼児、児童また は生徒を対象に使用する場 合	6,670	9,900
アマチュアスポーツに使用 する場合	13,600	19,800
その他の入場料等が1,000 円以下の場合	33,500	49,500
入場料等が1,000 円を超える場 合	66,700	99,000

(2) 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教 育学校もしくは中等教育学校（前 期課程に限る。）の幼児、児童も しくは生徒またはこれらに準ずる 者（以下「幼児等」という。）	円 240
高等学校もしくは中等教育学校 （後期課程に限る。）の生徒また はこれらに準ずる者（以下「生徒 等」という。）	300
その他の者	同 430

2 野球場 (貸切り使用)

区分	金額			備考
	午前	午後	夜間	
入場料幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 4,820	円 6,920	円 9,670	屋内練習場のみを使用する場合は、午前、午後および夜間の区分に従い、それぞれ1面につき1,270円とする。
アマチュアスポーツに使用する場合	9,670	13,600	19,800	
その他の催物に使用する場合	39,700	55,600	79,200	
入場料幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	9,670	13,600	19,800	
アマチュアスポーツ	18,500	27,100	39,700	

1 野球場 (貸切り使用)

区分	金額			備考
	午前	午後	夜間	
入場料幼稚園、小学校、または中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関する金銭(以下「入場料」という。)が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 4,820	円 6,920	円 9,670	屋内練習場のみを使用する場合は、午前、午後および夜間の区分に従い、それぞれ1面につき1,270円とする。
アマチュアスポーツに使用する場合	9,670	13,600	19,800	
その他の催物に使用する場合	39,700	55,600	79,200	
入場料幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	9,670	13,600	19,800	
アマチュアスポーツ	18,500	27,100	39,700	

	一ツに使用する 場合				
	その他入場料 の催物等 に使用1,000円 する場以下 の場合	79,200	111,000	161,000	
	入場料 等 1,000円 を超える 場合	161,000	222,000	322,000	

(追加)

	一ツに使用する 場合				
	その他入場料 の催物等 に使用1,000円 する場以下 の場合	79,200	111,000	161,000	
	入場料 等 1,000円 を超える 場合	161,000	222,000	322,000	

2 野球場会議室等

区分	金額		
	午前	午後	夜間
会議室	午前 8時30分 から午後5時 まで	午後 1時から 午後5時まで	午後 5時30分 から午後9時 30分まで
	円	円	円
ミーティング室 1	2,710	3,970	5,310
ミーティング室 2	2,710	3,970	5,310
本部席	1,360	1,360	1,360
役員席	1,360	1,360	1,360
審判席	1,360	1,360	1,360

(削除)

3 会議室等

(1) 陸上競技場会議室

区分	金額	
	午前	午後
会議室A	午前8時30分から午後1時から午後	午後1時から午後
	午後零時30分まで	5時まで
	円	円
会議室B	1,360	1,980
	1,360	1,980

(2) 野球場会議室等

区分	金額		
	午前	午後	夜間
会議室	午前8時30分から午後1時から午後5時30分	午後1時から午後5時30分	午後5時30分
	から午後零時30分まで	5時まで	から午後9時30分まで
	円	円	円
ミーティング室	2,710	3,970	5,310
1	2,710	3,970	5,310
ミーティング室	2,710	3,970	5,310
2			
本部席	1,360	1,360	1,360
役員席	1,360	1,360	1,360
審判席	1,360	1,360	1,360

注1～3 省略

(削除)

注1～3 省略

4 土曜日、日曜日または休日におけるその他の催物に使用する場合の陸上競技場の貸切り使用については、この表に定める額の5割に相当

する額を加算した額とする。

5. 陸上競技場の貸切り使用を複数の団体がする場合における1団体の額は、この表に定める額の5割に相当する額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)とする。
6. 陸上競技場の貸切り使用または陸上競技場会議室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前と、午後零時30分から午後1時以降の場合は午後とし、それらの区分に従いそれぞれの額を時間割計算によつて算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
7. 野球場または野球場会議室等の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたつて引き続き使用する場合を除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前と、午後零時30分から午後1時までの場合は午後と、午後5時から午後9時30分までおよび午後9時30分以降の場合は夜間とし、それらの区分に従いそれぞれの額を時間割計算によつて算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
8. 競技等を行うため陸上競技場または野球場を貸切り使用する場合において付随して会議室等(ミーティング室、本部席、役員席および審判席を除く。)を使用するときは、この表に定める額の5割に相当する額とする。
9. 付帯設備については、知事が別に定める額とする。
10. 総合運動場の業務として実施する行事に係る入場料等については、知事が別に定める額とする。

(削除)

(削除)

4. 野球場または野球場会議室等の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたつて引き続き使用する場合を除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前と、午後零時30分から午後1時までの場合は午後と、午後5時から午後9時30分までおよび午後9時30分以降の場合は夜間とし、それらの区分に従いそれぞれの額を時間割計算によつて算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
5. 競技等を行うため野球場を貸切り使用する場合において付随して会議室を使用するときは、この表に定める額の5割に相当する額とする。
6. 付帯設備については、知事が別に定める額とする。
7. 総合運動場の業務として実施する行事に係る入場料等については、知事が別に定める額とする。